

福島県文化センター

第1節 概要

福島県文化センターは、地方自治法第244条第1項の規定に基づき、県民の文化の振興をはかることを目的として設置されたもので、福島県文化会館、福島県美術博物館、福島県歴史資料館の三つの施設をもって構成されている。

このセンターの管理運営は、昭和45年9月開館当初から県が財団法人福島県文化センターに委託し、同法人はこの施設の設置に沿って各種の文化事業を展開し、あるいは資料の収集、整理、保管、調査研究等を行うほか、この施設を管理するとともに、一般県民の文化活動の場として利用に供している。

1 業務内容

福島県文化センターを構成する各施設の業務内容は、概ね次のとおりである。

(1) 文化会館

- 文学、音楽、演劇、舞踊等の芸術の振興に関すること。
- 社会科学、自然科学等の学術の振興に関すること。
- 文化会館の施設、設備の利用に関すること。

(2) 美術博物館

- 美術資料の保管、整理及び展示に関すること。
- 美術資料に関する専門的又は技術的な調査研究に関すること。
- 美術資料に関する講演会、講習会等の主催及びその開催の援助に関すること。

(3) 歴史資料館

- 県に関する文書資料、考古資料、民俗資料その他の歴史資料の収集、整理、保管及び展示に関すること。
- 歴史資料に関する調査研究及びその利用に関すること。
- 歴史資料に関する講演会、講習会、研究会等の主催及びその開催の援助に関すること。

なお、昭和59年度からは県立美術館の新設に伴い、前記美術博物館は廃止される。

2 組織運営

文化センターを構成する各施設は、財団法人福島県文化センターの事務組織によって運営されており、文化センター館長が全体を統轄している。事務組織は、次のとおりである。

- 総務部 総務課 施設課
- 事業第一部 企画課 美術資料課
- 事業第二部 歴史資料課 遺跡調査課

次に、文化センターの事業運営に関しては、館長の諮問機関として専門委員会が設置されており、事業の企画、実施について館長の諮問に応じている。

財団法人福島県文化センター専門委員

- 本多 隼男（委員長） 小林 清治
- 庄司吉之助（副委員長） 佐藤 良一

磯崎 康彦	高野 広治
伊藤 コウ	武田 知行
岩崎 敏夫	田中 寛之
岩瀬 太一	丹野 清栄
太田美恵子	増田 忍石
笠原 美織	室井 康弘
亀井 正道	若松光一郎
河田 亨	渡辺 良雄

なお、昭和59年度から美術博物館の廃止に関連して、事業第一部の美術資料課は普及課に組織を変更する。

第2節 施設・設備の概要

1 施設

所在地 福島市春日町5-54

敷地面積 20,654m²

建築面積 5,430m²

建築延面積 11,640m²

構造 鉄骨、鉄筋コンクリート造り地下1階、地上3階、塔屋1階

竣工 昭和45年7月31日

施設の概要

(1) 本館

地階 中央監視室、空調、電気機械室、奈落

1階 大ホール(1,943席)、小ホール(444席)、リハーサル室(107m²)、和室(20畳2室)、樂屋(4室)、浴室(2室)、視聴覚室(108席)、会議室(24名)、I T V室、事務室、収蔵庫等

2階 会議室兼展示室(466m²)、事務室、収納室、食堂等

3階 展示室(505m²×2室)、ギャラリー(363m²)、事務室、倉庫等

(2) 歴史資料館

1階 展示室(180m²)、事務室(受付)

2階 事務室、研究室、閲覧室、マイクロフィルム室、文書庫(252m²)等

3階 文化財収蔵庫(455m²)、文書庫(252m²)

2 設備

(1) 一般設備

空気調和設備、冷暖房、換気設備

給排水衛生設備、給排水、ガス

防災設備 スプリンクラー、ドレンチャー、ガス消火設備、消火栓、非常用放送設備、避難誘導設備、煙・熱感知器等

エレベーター設備 乗用(11人乗)、荷物専用(4t)

電気設備 変電設備 750KVA、500KVA、250KVA、100KVA×3、75KVA、トラシス7台、契約電力 600KW一般照明(蛍光灯、白熱灯)、内線電話(自動交換)、I T V設備、T V中継設備、館内放送設備、自家発電設備(100KVA)